

厚生労働科学研究費補助金
分担研究報告書

労働安全衛生法第 109 条から第 115 条の逐条解説

研究協力者 大藪 俊志 佛教大学社会学部公共政策学科・准教授
近藤 龍志 労働基準監督官（1.2.2 の一部を追記）

研究要旨

労働安全衛生法第 10 章「雑則」のうち第 109 条から第 115 条では、第 109 条が国と地方公共団体との連携について、第 110 条では許可等の条件について、第 111 条では性能検査等についての審査請求の制限について、第 112 条では手数料の納付について、第 112 条の 2 では厚生労働大臣の公示について、第 113 条では経過措置について、第 114 条では鉱山に関する特例について、第 115 条では適用の除外についてそれぞれ規定している。

A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の 3 点にある。

①時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。

②安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。

③安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊すること。

本分担研究の目的は、附則を除き 123 条ある安衛法のうち第 109 条から第 115 条（以下、「対象条文」という。）について、その課題を果たすことにある。

B. 研究方法

安全衛生に詳しい元労働基準監督官から、現行安衛法の体系に関する解説と安衛法本体の条文に紐付く政省令の選定を受けたうえで、法学・行政学を専門とする分担研究者が、各自、解説書、専門誌に掲載された学術論文や記事、政府発表資料等の第 1 次文献のレビューを行って執筆した文案を研究会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏ら班員らからの指摘やアドバイスを得て洗練させた。

C. 研究結果

1. 第 109 条

1. 1 条文

（地方公共団体との連携）

第百九条 国は、労働災害の防止のための施策を進めるに当たっては、地方公共団体の立場を尊重し、これと密接に連絡し、その理解と協力を求めなければならない。

1. 2 趣旨・内容

1. 2. 1 趣旨

法第 109 条では、労働災害防止の施策に関する国と地方公共団体との連携について、国のとるべき基本姿勢を規定している¹。

1. 2. 2 内容

労働災害の防止に関する施策は一義的に国の役割として総合的・計画的に取り組まれるべきものであるが、地方公共団体においても地域に暮らす住民である労働者の安全と健康の確保、福祉の向上等の観点から労働災害の防止に配慮した施策を展開する必要がある。また、都市型産業災害（Urban Industrial Disasters）²のように地域住民に広く被害を及ぼす場合などでは、労働災害防止対策と地方公共団体の災害防止対策が密接な関連を持つことになる³。

そのため法第 109 条では、国が労働災害を防止するための施策を推進するに当たり、地域の実情を踏まえたうえで地方公共団体の立場を積極的に理解し十分配慮することを要請する規定を設けている⁴。

国と地方公共団体との連携の例として、建設工事関係者連絡会議があげられる。これは、建設業において工事を施工する建設事業者だけではなく発注機関が工事の安全

衛生により配慮した発注条件で発注を行うことや、発注者、施工者、労働災害防止行政関係者が緊密に連携して労働災害防止対策を進めていくために、国の発注機関や都道府県、市町村等の地方公共団体の公共工事担当部署を含め、都道府県を単位として建設工事関係者連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、建設工事における労働災害の減少を図るものである⁵。連絡会議の事務局は都道府県労働局が担うこととされている。また、都道府県単位の連絡会議のほか、必要に応じて労働基準監督署の管轄等の単位での連絡会議の設置も行われる。また、石油コンビナート等に係る災害防止に関し、都道府県労働局や労働基準監督署において、石油コンビナート等防災本部及び幹事会への参画、県・防災本部の主催する防災訓練への参加等、防災本部の取組みを通じて関係機関との連携を図っている⁶。ほか、建設業附属寄宿舎において防火対策等がとられていないものについて消防機関に通報することとされている⁷など、消防機関との連携は比較的とられているようである。

地方公務員の労働基準監督機関である地方公共団体の人事委員会等について、上記のような関係機関との会議などの連携の例は確認できなかった。（なお、都道府県労働委員会に対しては、個別労働紛争解決制度機関や集団的労使紛争の調整機関として、都道府県労働局や中央労働委員会と情報交換や研修などが行われている⁸。）

2. 第 110 条

2. 1 条文

（許可等の条件）

第百十条 この法律の規定による許可、免許、指定又は登録（第五十四条の三第一項又は第八十四条第一項の規定による登録に限る。次項において同じ。）には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該許可、免許、指定又は登録に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、かつ、当該許可、免許、指定又は登録を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

2. 2 趣旨・内容

2. 2. 1 趣旨

法第 110 条は、労働安全衛生法の規定に基づく許認可等の行政処分に関し、必要最小限の条件を付すことができることを定めたものである⁹。

許可、免許、指定又は登録などの処分は、一般に国民に対して一定の利益を付与するものと解されるが、この行政処分に関しては、目的の範囲内において一定の条件を付することが適正な行政運用と恣意的な裁量を抑制することに資するため、法第 110 条においてその趣旨を明確化している¹⁰。

2. 2. 2 内容

法第 110 条第 1 項の「この法律の規定による許可」としては、特定機械等についての製造の許可（法第 37 条第 1 項）、ジクロロベンジジン等の労働者に重度の健康障害を生ずるおそれのある有害物についての製造の許可（法第 56 条第 1 項）があり、また、「免許」に関しては、衛生管理者の免許（法第 12 条第 1 項）、作業主任者の免許（法第 14 条）、就業制限業務に係る免許（法第 61

条第 1 項）がある¹¹。このほか「指定」に関しては、指定試験機関等の指定（法第 75 条の 2 第 1 項、第 83 条の 2、第 85 条の 2）があり、「登録」には、検査業者、コンサルタント名簿の登録（法第 54 条の 3 第 1 項）がある¹²。

なお、法第 110 条が規定する「条件」とは行政処分の附款としての条件と解され、許認可等の法効果について法律で規定された事項以外の内容を付加したものを指す¹³。実務上広範に用いられる附款は、二者択一（許認可等の処分を行うか、拒否処分を行うか）的な硬直性を緩和し、あるいは行政庁が取り得る措置を予告するなど、状況に応じた適切な処分を可能にすることを目的としている¹⁴。この法第 110 条が規定する「条件」に関しては、必要最小限なものに限り、かつ、不当な義務を課してはならないこととされている¹⁵。

3. 第 111 条

3. 1 条文

（審査請求）

第百十一条 第三十八条の検査、性能検査、個別検定又は型式検定の結果についての処分については、審査請求をすることができない。

2 指定試験機関が行う試験事務に係る処分若しくはその不作為、指定コンサルタント試験機関が行うコンサルタント試験事務に係る処分若しくはその不作為又は指定登録機関が行う登録事務に係る処分若しくはその不作為については、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審

査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関の上級行政庁とみなす。

3. 2 趣旨・内容

3. 2. 1 趣旨

法第 111 条は、製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定、免許試験等の結果に基づき行われる適否の処分に関し、高度に専門的・技術的な結果に基づく処分の性格からみて行政不服審査法による審査請求はできないこととし、また、指定試験機関が行う試験事務に関する処分等については、事案の重要性に鑑みて厚生労働大臣に対し審査請求をできることとしている¹⁶。

3. 2. 2 内容

行政不服申立て制度は、行政過程の中に組み込まれた事後救済手続であり、国民が行政庁による公権力の行使につき行政機関に対して不服を申し立てる手続きである¹⁷。行政不服審査法（行審法）が規定する不服申立手続の種類は審査請求、再審査の請求、再審査請求であるが、このうち原則となるのが審査請求である¹⁸。

審査請求の対象となるものは行政庁の処分又は不作為であるが、処分又は不作為であっても行審法の適用除外とされるものがある¹⁹。この点、行審法第 7 条第 1 項第 11 号では「専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分」については審査請求を行うことができないとしており、この規定に相応する形で法第 111 条第 1 項

では製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定、免許試験の結果についての処分に関しては審査請求をすることができないことと規定している²⁰。検査や検定などの結果に基づき行われる適否の処分は高度な専門的・技術的な実測・試験などの結果に基づく客観的な判定であり、行政不服申立てを認めた場合においても同様の結果になることが予想されるため、労働安全衛生法では明文の規定により行政不服審査の適用を除外している²¹。

これに対し、指定試験機関及び指定コンサルタント試験機関が行う試験事務に係る処分若しくは不作為、指定登録機関が行う登録事務に処分若しくは不作為に関しては、これらの機関が行政庁ではないため、厚生労働大臣に審査請求を行うことができる²²。

なお、検査や検定、免許試験の結果に関する処分に関し、行政事件訴訟法に基づく行政訴訟を提起することは妨げられない²³。

4. 第 112 条

4. 1 条文

（手数料）

第一百十二条 次の者は、政令で定めるところにより、手数料を国（指定試験機関が行う免許試験を受けようとする者にあつては指定試験機関、指定コンサルタント試験機関が行う労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする者にあつては指定コンサルタント試験機関、指定登録機関が行う登録を受けようとする者にあつては指定登録機関）に納付しなければならない。

一 免許を受けようとする者

一の二 第十四条、第六十一条第一項又は第七十五条第三項の登録の更新を受けようとする者

二 技能講習（登録教習機関が行うものを除く。）を受けようとする者

三 第三十七条第一項の許可を受けようとする者

四 第三十八条の検査（登録製造時等検査機関が行うものを除く。）を受けようとする者

四の二 第三十八条第一項、第四十一条第二項、第四十四条第一項若しくは第四十四条の二第一項の登録又はその更新を受けようとする者

五 検査証の再交付又は書替え（登録製造時等検査機関が行うものを除く。）を受けようとする者

六 性能検査（登録性能検査機関が行うものを除く。）を受けようとする者

七 個別検定（登録個別検定機関が行うものを除く。）を受けようとする者

七の二 型式検定（登録型式検定機関が行うものを除く。）を受けようとする者

八 第五十六条第一項の許可を受けようとする者

九 第七十二条第一項の免許証の再交付又は書替えを受けようとする者

十 免許の有効期間の更新を受けようとする者

十一 免許試験を受けようとする者

十二 労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする者

十三 第八十四条第一項の登録を受けようとする者

2 前項の規定により指定試験機関、指定

コンサルタント試験機関又は指定登録機関に納められた手数料は、それぞれ、指定試験機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関の収入とする。

4. 2 趣旨・内容

4. 2. 1 趣旨

法第 112 条では、労働安全衛生法の規定に基づき免許、許可、検査等を受けようとする者に対し、政令で定める金額を手数料として納付しなければならないことを定めている²⁴。

4. 2. 2 内容

以下の者は、労働安全衛生法関係手数料令（手数料令）で定める手数料を、申請書又は申込書に手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ること（電子情報処理組織を使用する場合には現金。指定試験機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関に納付する場合には試験事務規程などの定め）により、国（指定試験機関が行う免許試験を受けようとする場合には指定試験機関、指定コンサルタント試験機関が行う労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする場合には指定コンサルタント試験機関、指定登録機関が行う登録を受けようとする場合には指定登録機関）に納付しなければならない²⁵。

①免許を受けようとする者

②作業主任者、就業制限業務従事者又は教習機関の登録の更新を受けようとする者

③技能講習（登録教習機関が行うものを除く）を受けようとする者

④特定機械等の製造の許可を受けようとする者

- ⑤製造時等検査（登録製造時等検査機関が行うものを除く）を受けようとする者
- ⑥登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関若しくは登録型式検定機関の登録又は更新を受けようとする者
- ⑦検査証の再交付又は書換え（登録製造時等検査機関が行うものを除く）を受けようとする者
- ⑧性能検査（登録性能検査機関が行うものを除く）を受けようとする者
- ⑨個別検定（登録個別検定機関が行うものを除く）を受けようとする者
- ⑩型式検定（登録型式検定機関が行うものを除く）を受けようとする者
- ⑪製造の許可を受けようとする者
- ⑫免許証の再交付又は書換えを受けようとする者
- ⑬免許の更新期間を受けようとする者
- ⑭労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする者
- ⑮労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントの登録を受けようとする者

以上の場合に、指定試験機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関に納められた手数料は、それぞれ指定試験機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関の収入となる²⁶。

他の立法例では法律で金額を定めているものや法律に最高限度額を規定し具体的な金額を政令に委任する場合もあるが、労働安全衛生法では手数料の納付対象が非常に多く極めて複雑なものになっているため、政令に全てを委任することとしている²⁷。

また、「手数料」とは国若しくは地方公共団体又はこれらの機関が他人のために行う公の職務に対しその報償として徴収する

料金のことを指すものであり、法令上の根拠なく無制限に徴収することは許されない。

なお、手数料は納付された後は返還されない（法第 112 条、手数料令）。

5. 第 112 条の 2

5. 1 条文

（公示）

第百十二条の二 厚生労働大臣は、次の場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を官報で告示しなければならない。

一 第三十八条第一項、第四十一条第二項、第四十四条第一項又は第四十四条の二第一項の規定による登録をしたとき。

二 第四十四条の四の規定により型式検定合格証の効力を失わせたとき。

三 第四十七条の二又は第四十九条（第五十三条の三から第五十四条の二までにおいてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。

四 第五十三条第一項（第五十三条の三から第五十四条の二までにおいて準用する場合を含む。）の規定により登録を取り消し、又は製造時等検査、性能検査、個別検定若しくは型式検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

五 第五十三条第二項（第五十三条の三から第五十四条の二までにおいて準用する場合を含む。）の規定により登録を取り消したとき。

六 第五十三条の二（第五十三条の三から第五十四条の二まで及び第七十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県労働局長、労働基準監督署長

若しくは厚生労働大臣が製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定若しくは技能講習の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は都道府県労働局長、労働基準監督署長若しくは厚生労働大臣が自ら行っていた製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定若しくは技能講習の業務の全部若しくは一部を行わないものとするとき。

七 第七十五条の二第一項、第八十三条の二又は第八十五条の二第一項の規定による指定をしたとき。

八 第七十五条の十（第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。）の許可をしたとき。

九 第七十五条の十一第一項（第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。）の規定による取消をしたとき。

十 第七十五条の十一第二項（第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。）の規定により指定を取り消し、又は試験事務若しくはコンサルタント試験事務の全部若しくは一部若しくは登録事務の停止を命じたとき。

十一 第七十五条の十二第一項（第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により都道府県労働局長若しくは厚生労働大臣が試験事務若しくはコンサルタント試験事務の全部若しくは一部若しくは登録事務を自ら行うものとするとき、又は同項の規定により都道府県労働局長若しくは厚生労働大臣が自ら行っていた試験事務若しくはコンサルタント試験事務の全部若しくは一部若しくは登録事務を行わないも

のとするとき。

2 都道府県労働局長は、次の場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

一 第十四条、第六十一条第一項又は第七十五条第三項の規定による登録をしたとき。

二 第七十七条第三項において準用する第四十七条の二又は第四十九条の規定による届出があつたとき。

三 第七十七条第三項において準用する第五十三条第一項の規定により登録を取り消し、又は技能講習若しくは教習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

5. 2 趣旨・内容

5. 2. 1 趣旨

法第 112 条の 2 では、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関及び指定試験機関の登録又は指定、業務又は事務の休廃止の許可、指定の取消し等を行った場合にその旨を官報で告示しなければならないことを定めている²⁸。

5. 2. 2 内容

厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関の登録をしたときなどには、その旨を官報で告示する²⁹。また、都道府県労働局長は、登録教習機関の登録をしたときなどには、都道府県労働局の掲示板に掲示することによりその旨を公示する³⁰。

この規定は、行政機関が行うべき業務を代行する機関の指定や業務の動向を広く一般に周知するために公示することを目的と

している³¹。公示する事項に関しては省令に委ねられており、具体的には登録省令（第1条の11、第10条の3、第19条の2、第19条の12、第19条の38、第25条の3、第38条、第52条）、検定則（第15条）で規定されている³²あ。

6. 第113条

6. 1 条文

（経過措置）

第百十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するときは、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

6. 2 趣旨・内容

6. 2. 1 趣旨

法第113条は、労働安全衛生法の規定に基づく命令の制定、改廃に当たり、合理的に必要と判断される範囲内において、罰則に関する経過措置を含む所要の経過措置を定めることができることを規定している³³。

6. 2. 2 内容

労働安全衛生法及び同法に基づく政省令の制定、改廃に際しては経過措置が必要となることが多いため、法第113条の規定に基づき、施行令、各規則にそれぞれ所要の経過措置が規定されている³⁴。

7. 第114条

7. 1 条文

（鉱山に関する特例）

第百十四条 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項及び第四項の規定による鉱山における保安（衛生に関する通気及び災害時の救護を含む。次条第一項において同じ。）については、第二章中「厚生労働大臣」とあるのは「経済産業大臣」と、「労働政策審議会」とあるのは「中央鉱山保安協議会」とする。

2 鉱山保安法第二条第二項及び第四項の規定による鉱山に関しては、第三章中「総括安全衛生管理者」とあるのは「総括衛生管理者」と、「安全衛生推進者」とあるのは「衛生推進者」とする。

7. 2 趣旨・内容

7. 2. 1 趣旨

法第114条では、鉱山保安法（昭和24年法律第70号）の規定による鉱山に関し、労働安全衛生法の適用に係る特例について定めている³⁵。

7. 2. 2 内容

鉱山に関しては鉱山保安法が保安に関する事項を規制しており、次条（法第115条）の規定に基づき第2章「労働災害防止計画」を除き労働安全衛生法は適用されない。

鉱山保安法には労働災害防止計画と同様の趣旨の規定がないため、労働安全衛生法の規定による労働災害防止計画の策定を行うことになるが、経済産業省が鉱山における保安を一元的に所管している現状に鑑み、鉱山における保安については、労働災害防止計画の策定・変更、公表、関係者に対する必要な勧告・要請に関する責務を経済産業大臣、中央鉱山保安協議会に課している

36。

また、鉱山保安法における「保安」には安全に係る事項は原則として含まれるが、衛生に関する通気を除く労働衛生の事項は労働安全衛生法の適用となるため、総括安全衛生管理者を総括衛生管理者に、安全衛生推進者を衛生推進者と読み替えることとしている³⁷。

8. 第 115 条

8. 1 条文

(適用除外)

第百十五条 この法律（第二章の規定を除く。）は、鉱山保安法第二条第二項及び第四項の規定による鉱山における保安については、適用しない。

2 この法律は、船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員については、適用しない。

8. 2 趣旨・内容

8. 2. 1 趣旨

法第 115 条では、鉱山及び船員に関し労働安全衛生法の適用に関する特例を定めている³⁸。

8. 2. 2 内容

鉱山における保安に関しては鉱山保安法により安全確保と必要な規制がなされるため、労働災害防止計画に関する規定を除き、労働安全衛生法は適用されない³⁹。

また、船員法（昭和 22 年法律第 100 号）の適用を受ける船員に関しても、海上労働の特殊性の観点から労働安全衛生法を適用せず、船員法をはじめとする別個の法体系

により船員の安全及び衛生を確保することとされている⁴⁰。

9. 第 115 条の 2

9. 1 条文

(適用除外)

第百十五条の二 この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

9. 2 趣旨・内容

労働安全衛生法に定めるもののほか法の規定の実施に必要な事項は、厚生労働省令で定められる⁴¹。

D. 考察

E. 結論

F. 研究発表

1. 論文発表

2. 学会発表

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得

2. 実用新案登録

3. その他

H. 引用文献

1)

2)

3)

図表がある場合は、これ以降に番号順に貼り付け（1段組）

-
- 1 労務行政研究所編『労働安全衛生法 労働法コンメンタール⑩』（労務行政、2017年（平成29年））856～857頁。労働調査会出版局編『労働安全衛生法の詳解 - 労働安全衛生法の逐条解説 - 改訂第5版』（労働調査会、2020年（令和2年））1030～1031頁。
 - 2 都市型産業災害とは都市型災害（urban disasters）と産業災害（industrial disasters）の両方の特色を有するものであり、「市街地の拡大と人口の高密度化に伴い、人口密集地またはその近傍で発生することで影響が際だって大きく出る災害であり、加えて一時原因が産業設備にあるもの」が都市型産業災害と定義される（日本リスク研究学会編『【増補改訂版】リスク学辞典』（阪急コミュニケーションズ、2006年（平成18年）105～106頁）。
 - 3 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））856～857頁。尾添博『改訂第2版 楽に読める安衛法 概要と解説』（労働新聞社、2019年（令和元年））355頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1030～1031頁。
 - 4 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））856～857頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1030～1031頁。
 - 5 平成26年4月11日基安発0411第1号「建設工事関係者連絡会議の設置について」
 - 6 令和2年度石油コンビナート等災害防止3省連絡会議（第2回）
https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/fieldList4_16/r02_konbunato_kajigi.html 最終アクセス令和3年9月15日）
 - 7 平成13年5月11日基発第441号「建設業附属寄宿舎における労働基準法等関係法令の遵守の徹底について」
 - 8 村田毅之「紛争調整委員会による個別労働紛争のあっせんの現状と課題」（『日本労働研究雑誌』2021年6月号62頁）、道幸哲也「労働委員会制度の直面する課題」（前掲書75頁）。
 - 9 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））858頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1032頁。
 - 10 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））858頁。尾添前掲書（2019年（令和元年））364～365頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1032頁。
 - 11 労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1032頁。
 - 12 労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1032頁。
 - 13 労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1032頁。宇賀克也『行政法概説 I 行政法総論【第6版】』（有斐閣、2017年（平成29年））98～100頁。
 - 14 宇賀前掲書（2017年（平成29年））98～100頁。
 - 15 尾添前掲書（2019年（令和元年））364～365頁。種別として、条件、期限、負担、撤回権の留保などがあるが、法令上は単に条件と呼ばれることが多い（高橋和之・伊藤眞・小早川光郎・能見善久・山口厚編集代表『法律学小辞典第5版』（有斐閣、2016年（平成28年）1124頁）。
 - 16 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））858～860頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1033～1035頁。
 - 17 櫻井敬子・橋本博之『行政法〔第6版〕』（弘文堂、2019年（令和元年））229頁。
 - 18 櫻井・橋本前掲書（2019年（令和元年））231頁。

- 19 行政不服審査法の適用除外とされる処分又は不作為の分類は以下の通りである。①特別な機関により特別な手続で行われる処分（国会や裁判所によって行われる処分など：行審法第7条第1項第1号～第4号）、②行審法が定める審査請求よりも慎重な手続で行われる処分（犯則調査において行われる処分など：行審法第7条第1項第5号～第7号）、③処分の性質に照らして行審法を適用することが適当でないとしたもの（学校、刑務所等における処分、外国人の出入国に関する処分など：行審法第7条第1項第8号～第11号）、④既に審査庁の判断が示されており、再度審査庁の判断を求める意義に乏しいもの（行審法に基づく処分：行審法第7条第1項第12号）、⑤国の機関又は地方公共団体等に対する処分で、これらの機関等が固有の資格において当該処分の相手方となるもの及びその不作為（行審法第7条第2項）（中原茂樹『基本行政法第3版』（日本評論社、2018年（平成30年））244～245頁）。
- 20 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））858～860頁。尾添前掲書（2019年（令和元年））365～366頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1033～1035頁。
- 21 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））858～860頁。木村大樹『実務解説 労働安全衛生法』（経営書院、2013年（平成25年））381頁。尾添前掲書（2019年（令和元年））365～366頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1033～1035頁。
- 22 木村前掲書（2013年（平成25年））381頁。尾添前掲書（2019年（令和元年））365～366頁。
- 23 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））858～860頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1033～1035頁。
- 24 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））860～862頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1035～1041頁。
- 25 木村前掲書（2013年（平成25年））382～383頁。尾添前掲書（2019年（令和元年））367～368頁。
- 26 木村前掲書（2013年（平成25年））382～383頁。
- 27 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））860～862頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1035～1041頁。
- 28 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））863～866頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1041～1044頁。
- 29 木村前掲書（2013年（平成25年））381～382頁。尾添前掲書（2019年（令和元年））369～371頁。
- 30 木村前掲書（2013年（平成25年））381～382頁。尾添前掲書（2019年（令和元年））369～371頁。
- 31 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））863～866頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1041～1044頁。
- 32 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））863～866頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1041～1044頁。
- 33 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））866頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1044～1045頁。
- 34 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））866頁。尾添前掲書（2019年（令和元年））371頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1044～1045頁。
- 35 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））866～867頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1045～1047頁。
- 36 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））866～867頁。尾添前掲書（2019年（令和元年））372～374頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1045～1047頁。

-
- 37 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））866～867頁。尾添前掲書（2019年（令和元年））372～374頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1045～1047頁。
- 38 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））868頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1047～1050頁。
- 39 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））868頁。尾添前掲書（2019年（令和元年））374頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1047～1050頁。
- 40 労務行政研究所編前掲書（2017年（平成29年））868頁。尾添前掲書（2019年（令和元年））374頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1047～1050頁。
- 41 尾添前掲書（2019年（令和元年））375頁。